

第1 趣旨

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道の取扱いについては、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 適用範囲

市内に所在する専用水道（国の設置する専用水道を除く。）に適用する。

専用水道に該当するかの判断はフロー図参照。

第3 専用水道布設工事設計確認申請書

法第32条の規定による専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、法第33条第1項の規定により専用水道布設工事確認申請書（第1号様式）を保健所長に提出するものとする。

第4 専用水道布設工事確認通知書等

保健所長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書（第2号様式（その1））により、適合しないと認めるときは、専用水道布設工事不適合通知書（第2号様式（その2））により、申請書の添付書類によっては適合するかしらないか判断できないときは、専用水道布設工事不適合通知書（第2号様式（その3））により、当該確認申請者に通知するものとする。

第5 専用水道給水開始前届出

専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をするときは、専用水道給水開始前届（第3号様式）を保健所長に提出するものとする。

第6 専用水道業務委託届出

設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、速やかに専用水道業務委託届（第4号様式）を保健所長に提出するものとする。委託に係る契約が効力を失ったときも、速やかに専用水道業務委託契約失効届（第5号様式）を保健所長に提出するものとする。

第7 専用水道記載事項変更届出

設置者は、法第33条第3項の規定による届出のほか確認を要しない事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道記載事項変更届（第6号様式）を保健所長に提出するものとする。

第8 専用水道に対する報告の徴収

設置者は、法第39条第2項の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる報告書を速やかに保健所長に提出するものとする。

- (1) 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置、又は変更した場合
専用水道技術管理者設置（変更）報告書（第7号様式）
- (2) 専用水道業務委託届出事項に変更が生じた場合
専用水道業務委託変更報告書（第8号様式）
- (3) 給水施設が専用水道に該当することになった場合
専用水道適用報告書（第9号様式）
- (4) 確認を受けた専用水道が適用除外になった場合
専用水道適用除外報告書（第10号様式）
- (5) 確認を受けた専用水道を廃止した場合
専用水道廃止報告書（第11号様式）

附則

この要領は、令和7年3月7日から施行する。

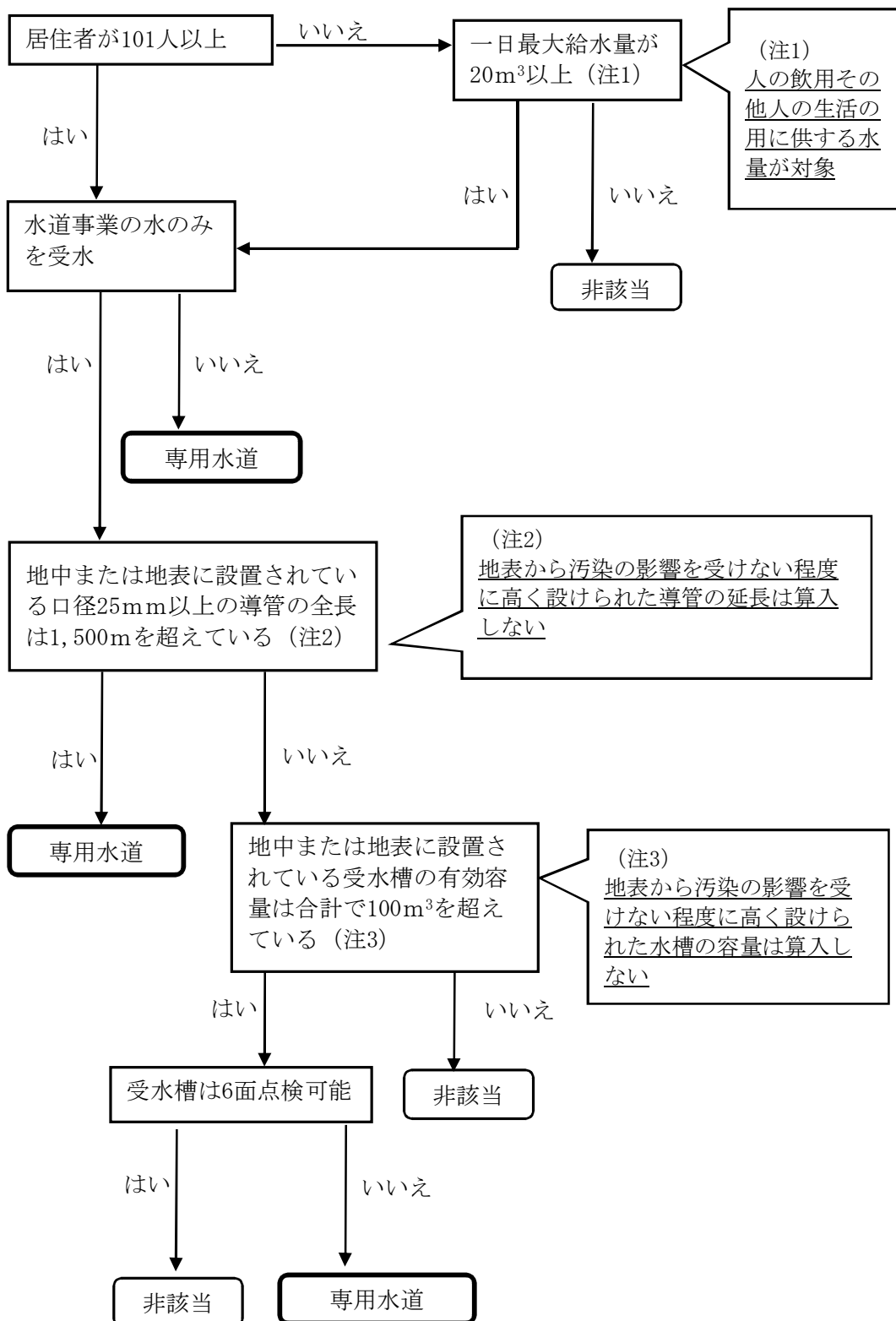


図 専用水道判断フロー

第1号様式

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

郡山市保健所長

住所
申請者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり専用水道の布設工事を行いたいので、水道法第33条第1項の規定により、別添関係書類を添えて申請します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 施設の概要 別添「工事設計書」のとおり
- 4 水道事務所の所在地
- 5 工事の種別（既設専用水道に係る布設工事の場合は確認年月日及び確認番号も記入）
〔 確認年月日： 年 月 日 、 確認番号： 郡保生第 号 〕
 (1) 新設
 (2) 増設〔概要： 〕
 (3) 改造〔概要： 〕

工事設計書

1 1日最大給水量及び1日平均給水量（※詳細算出根拠については別添_____とする）

1日最大給水量	(m ³)	1日平均給水量	(m ³)
---------	-------------------	---------	-------------------

2 水源の種別及び取水地点

〔1〕水源の種別

①郡山市水道のみ ②自己水源のみ ③{郡山市水道+自己水源}併用

〔2〕自己水源の種別（上記(1)に該当する場合のみ記入不要）

①河川水（自流水） ②湖沼水（自流水） ③ダム水（放流水を含む）
④伏流水 ⑤浅層地下水 ⑥深層地下水 ⑦湧水

〔3〕取水地点（※図面については別添_____とする）

	所在地（地番等）	取水地点名称（水源名称）
<input type="checkbox"/> 第1水源		()
<input type="checkbox"/> 第2水源		()
<input type="checkbox"/> 第3水源		()

〔4〕自己水源が地下水の場合の採取深度等

	井戸深度（m）	スクリーン設置深度（m）			備考
<input type="checkbox"/> 第1水源		①	②	③	
<input type="checkbox"/> 第2水源		①	②	③	
<input type="checkbox"/> 第3水源		①	②	③	

3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

〔1〕水源別取水量

(1) 郡山市水道分：_____ (m³/日)、引き込み管径：_____ (mm)
（※上下水道局との協議内容等を記載した書類について、別添_____とする）

□(2) 自己水源分

	① □許可(見込)水量 □取水(揚水)可能量 (m ³ /日)	② 計画取水量 (m ³ /日)	③ 施設利用率 (%)	水源種別	予備水源 に該当
□第1水源					□
□第2水源					□
□第3水源					□

(注) 上表①の「取水(揚水)可能量」は、施設能力の上限のこと(例、地下水における限界揚水量)。③の施設利用率は式「(①÷②)×100」により算出した値を記入する。

水源種別には、「2〔2〕自己水源の種別」の番号又は名称を記入すること。

※河川等水利使用許可の必要なものにあつては、最新の許可書の写しを、また地下水使用の場合にあつては、揚水試験結果書等を別添_____とする。

(3) 1日最大給水量(1日平均給水量)における郡山市水道分及び自己水源の割合

水源別水量	① 1日最大給水量 (m ³ /日)	② 1日平均給水量 (m ³ /日)	③ 時間最大給水量 (m ³ /時)	④ 全給水量に占める割合(%)
郡山市水道				()
自己水源合計				()
□第1水源				()
□第2水源				()
□第3水源				()

(注) 上表④の「全給水量に占める割合」は、下式により算出した値を記入する。

「(各水源別水量項目÷水源別水量合計)×100」

〔2〕水質試験の結果

(1) 水道水質基準の全項目(+追加項目)試験実施時期 - (全 回)

試験回数	試験(採水)実施年月日	水質悪化に該当	水質悪化理由
第 回	年 月 日	□	
第 回	年 月 日	□	
第 回	年 月 日	□	
第 回	年 月 日	□	

(注1) 原水について過去1年間に行った水道水質基準の全項目及び必要に応じて追加した項目の試験結果(水質が最も悪化していると考えられる時期を含むもの)

(注2) 水質悪化理由は以下から選択して記入すること。

{ ①降雨 ・ ②降雪 ・ ③洪水 ・ ④濁水 ・ ⑤その他 (具体的理由) }

(2) 必要に応じて追加した項目があればその項目名 (□あり、□なし)

項目名: _____

(3) 水道水質基準に近い検出値の項目がある場合、その項目名、検査期間及び頻度

(□あり、□なし)

①項目名: _____

②検査期間: _____年 月 日 ~ _____年 月 日

③検査頻度 (□1回/月、□1回/週、□1回/____)

(4) 各原水水質試験結果書 (※別添_____とする)

(5) 必要に応じて行った水源水質の将来予測結果 (□あり、□なし)

(※別添_____とする)

4 水道施設の概要

[1] 布設する施設の種類

(1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 浄水施設

(5) 送水施設 (6) 配水施設 (7) 給水施設 (建物内に設置されるものを除く)

(※簡潔かつ的確なフローシートを別添_____とする)

5 水道施設の位置 (標高及び水位を含む。)、規模及び構造

(※備考等を参照し作成したものを別添_____とする)

6 浄水方法

(※工程ごとに処理の主要緒元 (薬品注入量・率、滞留時間等) を記載したフローシートを別添_____とする)

7 工事の着手及び完了の予定年月日

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完了予定年月日 年 月 日

給水 (一部) 開始予定年月日 年 月 日

給水 (全部) 開始予定年月日 年 月 日

(備考)

- 1 チェックボックス (□) が設定されている項目については、該当箇所に「レ」を記入すること。
- 2 以下の書類及び図面等を添付すること。なお、1つの図面等に複数の情報を集約することは可能。
 - (1) 工事設計書中に「別添____」記載のあるもの
 - (2) 水道法施行規則第53条に定めるもの
 - ①水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - ②水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - ③水道施設の位置を明らかにする地図
 - ④水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - ⑤主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ⑥導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
 - (3) その他
 - ①専用水道の布設を必要とする理由を記載した書類（利用目的・範囲等）
 - ②専用水道を布設することについての意思決定を証する書類（法人又は組合に限る。）
 - ③定款、寄附行為又は規約の写し（法人又は組合に限る。）
 - ④取水が確実であることを明らかにする書類（試験井等における揚水試験の結果に基づき十分な安全性見込んで決定）
 - ⑤主要な水道施設の施行方法の概要
特殊な施行方法（送水管の海底布設工法、隧道掘進工法、ダム築造工法、河川・軌道横断等における特殊施行方法）を採用する場合、その概要が記載されていること。
 - ⑥特殊な浄水処理を行う場合は、浄水データ等
 - ⑦事故等異常発生時の連絡体制
 - ⑧水道技術管理者設置（変更）届（所属、氏名、資格、連絡先及び管理する範囲）
 - (4)水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託する場合は、専用水道業務委託届を後日提出すること。
- 3 工事設計書を作成するに当たり、下記の文献等を参考とすること。
 - 水道事業等の認可等の手引き（令和元年9月版 厚生省医薬・生活衛生局水道課）
 - 水道施設設計指針2012（平成24年3月31日 社団法人 日本水道協会）

第2号様式（その1）

郡保生第 号
年 月 日

様

郡山市保健所長



専用水道布設工事確認通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、水道法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認し、同法第33条第5項により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地

第2号様式（その2）

郡保生第 号
年 月 日

様

郡山市保健所長



専用水道布設工事不適合通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、次の理由により不適合としましたので、水道法第33条第5項により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 不適合の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第2号様式（その3）

郡保生第 号
年 月 日

様

郡山市保健所長



専用水道布設工事不確認通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、次の理由により不確認としましたので、水道法第33条第5項により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 不確認の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式

専用水道給水開始前届出書

年 月 日

郡山市保健所長

住所
設置者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記により給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する第13条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 工事竣工年月日
- 5 給水開始予定年月日
- 6 給水開始の内容（新設、増設、改造）
- 7 水質検査の成績書（給水栓水）
- 8 施設検査調書（浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水について）

第4号様式

専用水道業務委託届

年 月 日

郡山市保健所長

住所
設置者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記により専用水道の管理に関する技術上の業務を委託することとしたので、水道法第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 水道管理業務受託者について

氏名（法人又は組合にあつては、名称並びに代表者の氏名）	
住所（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）	
受託水道業務技術管理者氏名	
委託した業務の範囲	
委託した施設の範囲	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日

（備考） 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 水道管理業務受託者が、水道事業者又は水道用水供給事業者以外の者である場合は、水道法施行令第10条で定める要件に該当することを証する書類
- 2 受託水道業務技術管理者が水道法施行令第11条において準用する第7条で定める資格を有することを証する書類
- 3 水道法施行令第9条第3項で定める委託契約書の写し

第 5 号様式

専用水道業務委託契約失効届

年 月 日

郡山市保健所長

住所
設置者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記により専用水道の管理に関する技術上の業務委託契約が失効したので、水道法第 34 条第 1 項において準用する第 24 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 水道管理業務受託者について

氏名（法人又は組合にあつては、名称並びに代表者の氏名）	
住所（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）	
受託水道業務技術管理者氏名	
委託した業務の範囲	
委託した施設の範囲	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
失効年月日	年 月 日
失効の理由	

第6号様式

専用水道記載事項変更届

年 月 日

郡山市保健所長

住所
設置者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり専用水道の申請書の記載事項に変更があつたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 変更年月日
- 5 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

水道技術管理者設置（変更）報告書

年 月 日

郡山市保健所長

設置者
住所

氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第34条第1項において準用する第19条第1項の規定による水道技術管理者を設置（変更）したので報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 水道技術管理者設置（変更）年月日
- 5 水道技術管理者の氏名
- 6 水道技術管理者の資格
（1）水道法施行令第7条第1項第 号該当
（2）水道法施行規則第14条第1項第 号該当
（3）水道法第34条第2項該当
- 7 水道技術管理者が、他の水道事業等の水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者を兼務している場合、その水道事業等の名称

備考 6の（1）又は（2）に該当する場合、水道技術管理者が政令で定める資格を有する者であることを証する書類を添付すること。

第8号様式

専用水道業務委託変更報告書

年 月 日

郡山市保健所長

住所

設置者

氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり専用水道業務委託届出事項に変更があつたので報告します。

記

1 専用水道の名称

2 専用水道の所在地

3 確認年月日及び確認番号

4 変更年月日

5 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

6 受託水道業務技術管理者が変更になった場合は、その資格

(1) 水道法施行令第11条において準用する第7条第1項第 号該当

(2) 水道法施行規則第14条第1項第 号該当

(3) 水道法第34条第2項該当

備考 6の(1)又は(2)に該当する場合、受託水道業務技術管理者が政令で定める資格を有する者であることを証する書類を添付すること。

専用水道適用報告書

年 月 日

郡山市保健所長

住所
設置者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、下記により既設水道施設が水道法第3条第6項（同法施行令第1条）に規定する専用水道に該当することとなりましたので、別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 当初の施設竣工年月日
- 4 当初の給水開始年月日
- 5 専用水道に該当した年月日
- 6 専用水道に該当することとなった理由
- 7 水道事務所の所在地
- 8 施設の概要

（備考） 専用水道布設確認申請書に準ずる書類を添付すること。

専用水道適用除外報告書

年 月 日

郡山市保健所長

住所
設置者
氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、下記により既設専用水道施設が水道法第 3 条第 6 項（同法施行令第 1 条）の規定に該当しないこととなりましたので報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 専用水道適用除外年月日
- 5 専用水道適用除外の理由

第 11 号様式

専用水道廃止報告書

年 月 日

郡山市保健所長

住所

氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、下記のとおり専用水道を廃止したので報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認年月日及び確認番号
- 4 廃止年月日
- 5 廃止の理由